

令和6年第13回玉名市農業委員会総会議事録

令和6年12月5日（木）午後2時 玉名市役所 第2委員会室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1 番	下川 安	2 番	高田 優子	3 番	村上 孝夫	4 番	梅田 政次郎
5 番	坂本 正敏	6 番	小山 包昭	7 番	東 英治	8 番	本田 多美子
9 番	上田 龍介	10 番	西依 雅孝	11 番	村上 孝	12 番	植田 勝登
13 番	高本 昌揮	14 番	宮永 義一	15 番	上土井 幸治	16 番	古田 知明
17 番	池田 秀昭	18 番	後藤 雄一	19 番	坂門 聡一		

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

なし

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推 1	水本 信之	推 3	佐藤 浩光	推 4	竹下 祐一	推 5	小山 高廣
推 6	縄田 伊知郎	推 7	関 幸次郎	推 8	荒木 雄二	推 9	平野 雅久
推10	徳山 幸博	推11	柴尾 覚	推12	森尾 由成	推13	美崎 毅
推14	島村 和久	推15	大家 保	推16	今上 隆	推17	坂口 春義
推18	中村 輝美	推19	丸山 和則				

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推 2 岡田 正治

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長	二階堂正一郎	次長	西山 美和	主任	大原 三和	主任	村上 寛子
主任	酒井 史浩						

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

1 名

議 題

- 第 61 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第 62 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について（4 条許可後）
- 第 63 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について（5 条許可後）
- 第 64 号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第 65 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第 66 号 農用地利用集積計画の決定について
- 第 67 号 農用地利用集積等促進計画の意見決定について

1. 開 会

○事務局長（二階堂正一郎君） 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので始めたいと思います。

本日は農業委員総数19名のうち19名の御出席です。また、最適化推進委員は総数19名のうち18名の御出席で、岡田委員から欠席の届出があっております。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまより、令和6年第13回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（二階堂正一郎君） まず下川会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（下川 安君） 皆さん、こんにちは。本日総会、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

今年も1カ月になりました。私たち新しく改選されて農業委員会8月からですがけれども、とにかくスムーズに職務を行ってきたかなと思います。今年最後の総会となりました。皆様の御協力本当に感謝しております。来年もまたよろしくお願いいたします。

それから、きょう総会が終わりましたら忘年会ということで開催したいと思います。それから忘年会と、そして8月31日に新旧の歓送迎会をやると思ったところ台風10号でちょっと中止になりましたので、それも併せて開催をすることにしておりますので、よろしくお願いいたします。

それからもう一つお願いがありまして、実は、先月農業委員会会長、事務局長会議というのがありまして、その会議の中で必ず出てくる話があります。全国農業新聞の購読の話です。今、全国農業委員会会長大会決議というのがありまして、全国の農業委員、それから推進委員に皆購読、皆さん購読してもらうようなことでそういう決議がなされて、それを実行していこうとなっていて、会議があるたびにその話が出てきます。

今、熊本県では21の市町村が100%の購読になっています。それから90%から100%が2つ、それから80%から90%が5つの農業委員会かな、それから60%から80%のところは11の農業委員会という状況で、それ以下のところもあるんですけども、玉名市はその60%から80%の間に入っていて、そういうところで色分けをしてあるんですね、白いところ黄色いところ、青いところ、緑、だいたい色、赤かな、そういうふうに色分けしてありまして、玉名市もその色の薄いところにいきいたいなあと思いますので、皆さんには失礼ですけども、未講

読の委員さんのところには講読の依頼を付けておりますので、よろしく御協力のほうをよろしくお願い申し上げます、お願いごとですけれどもそういうお願いをして議案に入りたいと思います。よろしくお願いいたします。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（下川 安君） それでは、早速議事に入りたいと思います。本日は議第61号から67号まで650件の議案、それから報告第27号から29号までの28件の報告があります。皆さん方の慎重なる御審議どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の議事録署名員は、委員番号の13番の高本昌揮委員、それと14番の宮永義一委員にお願い申し上げます。

なお、発言の際は、委員番号及び氏名を述べた上で発言をいただきますようよろしくお願い申し上げます。併せて、採決には、議決権のある農業委員のみで挙手をお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（下川 安君） それでははじめに、議第61号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は13件です。

そのうち受付番号9番につきましては、玉名市農業委員会会議規則第12条の議事参与の制限の規定に柴尾委員が該当するため、受付番号9番を除いて、1番から8番、それから10番から14番を先に先決して、9番の審議前に柴尾委員に退室を求めます。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 議案の1ページをお願いします。

議案の説明の前に1つだけ削除、2ページの4番については、12月4日付けで取下げがっておりますので、今回の審議から外していただきたいと思います。

それでは説明します。

議第61号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和6年12月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、中と築地の申請人で滑石の田1,936㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

2番、岱明町と六田の申請人で、岱明町の畑5,372㎡を労力不足と新規就農のため売買するものです。

3番、大浜町の申請人で、大浜町の田602㎡を労力不足と相手方の要望のため

売買するものです。

5番、伊倉北方と中の申請人で、中坂門田の畑4,095㎡外2筆、計6,913㎡を労力不足と相手方の要望のため賃借権設定を結ぶものです。

6番、中と寺田の申請人で、松木の田369㎡外2筆、計1,061㎡を労力不足と経営拡張のため賃借権設定を結ぶものです。

7番、小島と安楽寺の申請人で、安楽寺の畑730㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

3ページをお願いいたします。

8番、中と溝上の申請人で、溝上の田1,372㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

10番、岱明町と玉名郡長洲町の申請人で、岱明町の田407㎡外1筆、計728㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

11番、横島町の申請人で、横島町の畑9,419㎡を子へ贈与するものです。

12番、天水町の申請人で、天水町の田1,151㎡を労力不足と賃借権設定を結ぶものです。

13番、北九州市と天水町の申請人で、天水町の畑617㎡外1筆、計712㎡を労力不足と規模拡大のため賃借権を結ぶものです。

14番、青野と天水町の申請人で、青野の畑528㎡を労力不足と相手方の要望のため持ち分4分の1を贈与するものです。

以上12件、合計30,524㎡につきまして、農地法第3条第2項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないことから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

また、12月2日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番から委員の説明をよろしく願いします。

また連続して説明をされる場合は続けてよろしく願いします。

それでは1番をお願いいたします。

○4番（梅田政次郎君） 農業委員4番、梅田です。1番の案件について御説明します。
譲受人は譲渡人の農地を祖父の代から15年ほど前から作っており、今回相手方の要望での売買となっております。

何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、2番をお願いいたします。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。2番の案件について御説明いたします。

申請地は弁当販売店北側500mぐらいの位置にあります。新規就農で申請面積は5,302㎡、東側、北側は道路、南側は住宅、西側は山林、7月より新規就農審査を3回行い、今回の申請となりました。

譲渡人は労力不足、譲受人は新規就農、道路側住宅地のそばから10mぐらい離して栗の木を150本移植するそうです。申請人は、植木で若いころ養豚業を営んでおり、ぶどう栽培もされていたそうです。農業機械は、トラクターはリース、軽トラックは持っているそうです。草刈機、管理機は購入予定です。

現地調査の結果、問題なしと判断します。御審議のほどよろしく願います。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

それから3番をお願いいたします。

○推3番（佐藤浩光君） 推進委員3番の佐藤です。3番の案件について説明します。

譲渡人は労力不足、譲受人は借入地の取得での売買となります。譲受人は野菜と水稻を作付けされており、玉名市の認定も取られています。現在も申請地で野菜を作付けされており、現地調査の結果、何ら問題ないと思います。

御審議のほうをよろしく願います。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、5番、6番につきましては同じ委員さんです。よろしく願います。

○8番（本田多美子君） 農業委員8番、本田です。5番の案件について説明します。

申請理由は労力不足と相手方の要望です。現地は、以前はみかん畑でしたが、本人が病気になられ耕作不能となり、セイタカアワダチソウが生い茂る耕作放棄地です。賃借人はユンボ、ダンプ、トラクターと大農機具も所有されており、きれいに耕してカライモ、キクイモ等を作付けされる予定です。周囲の地元住民も道沿いの放棄地が農地として復活することを喜んでいます。

現地調査した結果、何ら問題ないと思いますので、御審議のほどよろしく願います。

続いて6番の案件について説明します。

申請理由は労力不足と経営拡張です。経営面積はゼロとありますが、道の駅等での販売実績もあり、動噴、仮払機などの大農機具も所有しておられます。

現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしく願います。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、7番をお願いいたします。

○推8番（荒木雄二君） 推進委員番号8番、荒木です。7番の案件について説明します。

申請地は安楽寺児童公園近くにある畑です。7番の所在地、安楽寺、地目畑730㎡、譲渡人、労力不足、譲受人、相手方の要望となります。作付け作物として野菜を予定され、農作業に必要な農機具等も所有され、農作業経験もあります。

12月2日、現地調査をした結果、特に問題ないと思います。審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、続きまして、8番をお願いします。

○9番（上田龍介君） 農業委員9番の上田です。8番の件について御説明いたします。

現場は新幹線玉名駅より菊水方面へ約2kmほど行った溝上地区ということになります。譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張ということでございます。面積は1,372㎡で、譲受人は自動車整備工場に勤務しながら、実家の兄と一緒に現在農業を営んでおられます。営農に必要な機械等も十分そろっており、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、10番をお願いいたします。

○14番（宮永義一君） 農業委員14番、宮永です。10番の案件について御説明します。

譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張で、譲受人は農機具一式を持っておられまして、何も問題ないと思います。よろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、11番をお願いいたします。

○推16番（今上 隆君） 推進委員番号16番、今上と申します。11番の件について説明いたします。

親子間の贈与で、娘さんのほうも家族3人親子で農業を営んでおられまして、農機具も全て所有されておられますので問題ないと思います。

よろしく審議をお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、12、13番につきましては同じ委員さんです。続けてよろしくをお願いいたします。

○19番（坂門 聡一君） 農業委員19番、坂門です。12番の案件について御説明いたします。

賃貸人の方から賃借人への要件ですが、賃貸人は相手方の要望、借人は規模拡大の要件です。本人は野菜の農家で、日頃もスナップエンドウを栽培しております。

特に問題ないということで、御審議のほどよろしく願いいたします。

続きまして、13番の案件を説明します。

13番の貸人のほうは、親御さんから相続されて、現在その土地は現場にはありますが、本人が耕作しているわけではございませんで、賃借人のすぐそばに位置しております。天水町のみかん山でございますが、これも本人は労力不足、賃貸借の借人のほうは規模拡大で行うことになっております。

どちらもですね、条件に関しては問題ないものと思われれます。御審議のほどよろしく願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして14番をお願いいたします。

○18番（後藤雄一君） 農業委員18番、後藤です。14番の案件について御説明します。

譲渡人と譲受人は親戚関係であり、譲渡人が持ち分の4分の1を今回贈与するということですが、その2分の1は譲受人の所有の畑です。譲渡人の労力不足と相手方の要望ということで贈与するということでした。

何ら問題はないと思います。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

3条申請につきまして、9番を除いて12件につきまして委員の説明が終わりましたけれども、皆さんのほうから御意見、御質問はございませんでしょうか。

○5番（坂本正敏君） 農業委員5番、坂本です。

5番の案件について、これはボランティアみたいな感じで買い取りかそういう感じですかね。

○主任（村上寛子君） 農業委員会事務局、村上です。

5番がですね、もともと今年の利用状況調査で荒れているということで見てもわかったときに、誰か借り手をとということで地元の委員さんをお願いしたところですね、その年の非営利活動で施設を運営されているんですけども、ユンボとかもちゃんとされて、今はきれいな耕作されているような、耕作というかまだ途中なんですけれども、農地の形に今なっているような状況でですね、労働力等もその施設の利用者とかがいらっしゃるみたいなので、そこは大丈夫かなということですよ。

○5番（坂本正敏君） はい、ありがとうございました。

○議長（下川 安君） よろしいですか。

○13番（高本昌揮君） 農業委員13番、高本です。

さっきの５番の案件なんですけど、先日ですね、地域計画の話と玉名市議会議員の人たちと意見交換があって、天水のみかん畑が河内の人たちが入ってきて、なかなか地元の人たちが借りられないという問題があるらしいんですよ。それで農業委員に申請に来られたときに、ほかの地域じゃなくて天水の若手の人にまわすような取り組みというのはされているんですか。

○１８番（後藤雄一君） 天水地区の後藤です。今、言われたことはわかりますけど、本人同士が農業委員会に来る前に、作ってくれんかいというのがあつとったら農業委員会は何も言えんけんですね。そんな感じが一番多いみたいです。確かに河内から天水に来よる人は多いです。河内の人たちは河内の中では面積がないし、天水にはまだ今やめる人が多くて近いということで、河内の人たちは天水の畑を探しております。だけん、そのやめる人が農業委員会に言っとならええば、こっちでも若手の人に、ここが来年空くぞ、あと２年で空くぞとか言えるんですけども、本人同士が決めとったら何も言えん状態です。

○１３番（高本昌揮君） 何とかですね、地元の人たちが規模拡大できるように何かできれば、農業者の中でもできればいいなと思って御質問させていただきました。

○推１９番（坂門総一君） 後藤委員がお答えになりましたとおりなんですが、私、今、地域計画の委員ということで高本委員と一緒におりますので、同じ、いわゆる逆手もありますね。例えば山付きの方たちへのそういう条件に関しても、高本委員から広く情報を出しとってくれということで、このあいだ報告会があった・・・報告の仕方もですね、どんな方たちが欲しがっているというような状態も出ていましたので、農業委員さんたちに非常にわかりやすく情報がいくと思いますが、言われたとおりいかんせんですね、決まった話はどうしようもないというやつで、私たち農業委員とか推進委員の方がですね、やっぱりひと声かけていただくように我々もなるべく若い方とか、もちろん御年配の方もそうですが、お声がけするようには努力しております。以上です。

○議長（下川 安君） よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに御意見、御質問ございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） では採決に移っていいですか。では採決に移ります。

議第６１号農地法第３条の規定による許可申請、９番を除く１２件について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をよろしくお願い申し上げます。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第６１号、１番から８番、１３番から１４番ですね、１２件につきまして許可す

ることに決定いたしました。

これから議第61号、受付番号9番の審議に入る前に、議事参与の制限規定により柴尾委員に退室を求めます。

— 推11番 柴尾 覚君 退室 —

○議長（下川 安君） 柴尾推進委員が退室されましたので、審議を行います。

それでは、事務局より9番の説明をお願いします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 3ページになります。

9番、岱明町の申請人で岱明町の田864㎡外1筆、計2,541㎡を経営縮小と経営拡張のため賃貸借権を結ぶものです。9番につきましても許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しており、地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたので、委員の説明をよろしく願います。

○12番（植田勝登君） 農業委員12番の植田といいます。

今月ですね、現地調査しまして、賃貸人とそれから賃借人、ちょうど経営縮小と経営拡張ということで、非常に合致したですね、土地も隣同士でですね、経営拡大されるところは、そのほかにもその近くを耕作されているんですよ、だから非常に良い形態だったと思ってですね、何ら問題はないと思います。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

受付番号9番について委員の説明が終わりましたがけれども、皆さんから御意見、御質問ございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ採決に移ります。

議第61号農地法第3条の規定による許可申請、9番について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をよろしく願います。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第61号、9番については、許可することに決定いたしました。

これで議第61号、13件全て採決が終わりました。

ここで柴尾推進委員の入室を求めます。

— 推11番 柴尾 覚君 入室 —

○議長（下川 安君） 柴尾推進委員が入室されましたので、引き続き審議を行います。

続きまして、議第62号、4条申請の農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。件数は1件です。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 5 ページをお願いいたします。

議第62号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第4条第1項の規定による農地転用許可後の下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。令和6年12月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が寺田の畑56㎡外1筆、計328㎡で、備考欄の理由により区画の変更をするものです。議第65号2番と関連しております。

以上1件、328㎡を御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番につきまして、委員の説明をよろしくをお願いいたします。

○8番（本田多美子君） 農業委員8番、本田です。1番の案件について説明します。

共同住宅への転用許可後、本人が病気で体調を崩し、入退院も繰り返して転用事業を進める状況ではなかったということです。その後も当初計画者が亡くなっていたこともあり、計画を中断していましたが、承継者が事業を引き継ぐことになり、本申請、共同住宅295.38㎡を申請することに至りました。

現地調査した結果、特に問題ないと思いました。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

事業計画変更承認申請について、委員の説明が終わりましたが、皆さんから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決に移らせていただきます。

議第62号、4条許可後の事業計画変更承認申請1件につきまして、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をよろしくお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第62号については、承認することに決定いたしました。

続きまして、議第63号、5条の農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。件数は1件です。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 6 ページになります。

議第63号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定による農地転用許可後の下記農地の事業計画変更承認申請について意見決

定するものとする。令和6年12月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が築地の田、現況畑582㎡外2筆、計1,471㎡で、備考欄の理由により建売住宅への変更となるものです。議第65号1番と関連しております。

以上1件、1,471㎡を提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番につきまして、委員の説明をよろしくをお願いいたします。

○3番（村上孝夫君） 農業委員3番、村上です。

転用目的は通路と建売住宅の予定です。許可後、所有農地へ行くための農業機械の通路として利用していましたが、現状農地のままであり、地目変更の登記ができていませんでしたので、その後、承継者が建売住宅を建設するための本申請だそうです。これは5条の1番の案件に関するものなので特に問題ないと思います。

御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

事業計画変更承認申請について、委員の説明が終わりましたが、皆さんから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ採決に移ります。

議第63号、5条許可後の事業計画変更承認申請1件につきまして、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をよろしくお願いします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第63号については、承認することに決定いたしました。

続きまして、議第64号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。申請件数は1件です。これにつきましては始末書の添付がありますので、委員の説明の前に事務局担当者が読み上げます。

では事務局より説明をよろしくお願いします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 7ページをお願いいたします。

議第64号農地法第4条の規定による農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。
令和6年12月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が大浜町の田、現況農業用施設用地1,247㎡のうちの586.25㎡です。転用目的は農業用地です。申請地は、農用地区域内にある農地であり

原則許可はできませんが、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において、農業の用に供することから許可は可能と判断しております。

以上1件、1,240㎡のうち586.25㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

また、12月2日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ただいま説明が終わりました。ここで始末書を事務局担当者が読み上げます。

○主任（酒井史浩君） — 1番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） はい、ただいま始末書が読み上げられましたので、委員の説明をよろしくお願いいたします。

○5番（坂本正敏君） 農業委員5番、坂本です。1番の案件について御説明します。

場所は大浜小学校より南へ500mほど行ったところで、自宅から徒歩2、3分の場所です。転用面積は1,247㎡のうち586.25㎡です。土地利用計画は、農業用倉庫2棟、仮設トイレ1台、駐車場、休憩所で、給排水計画は、給水の必要はありません、雨水、生活雑排水、汚水のそれぞれの処理方法は、生活雑排水が生じることはありません。汚水については仮設トイレの内部タンクで処理します。雨水については全て自然に土地に浸透させます。被害防除計画は、この場所の農地は全て申請人が耕作している土地でありますので、これまで被害は生じておりません。

以上、現地確認した結果、問題はないと判断しました。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

ただいま4条について委員の説明が終わりましたが、皆さんのほうから御意見、御質問はございませんでしょうか。

○5番（坂本正敏君） さっきの始末書の中にですね、面積を超えたものとあったんですけど、それは一部なら埋め立て、要するに駐車場にしてもよかったですかねていうとを。

○主任（酒井史浩君） 事務局の酒井です。平米数が関係します。200㎡未満であれば届出だけでいいと。200㎡を超えれば転用許可の申請が必要となります。以上です。

○5番（坂本正敏君） はい、わかりました。

○議長（下川 安君） よろしいですか。ほかにございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ採決に移りたいと思います。

議第64号農地法第4条の規定による許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をよろしくお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第64号については、許可することに決定いたしました。

続きまして、議第65号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は2件です。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 8ページになります。

議第65号農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和6年12月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が築地の田、現況畑582㎡外2筆、1,471㎡で、転用目的は建売住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。議第63号1番と関連しております。

2番、申請物件が寺田の畑56㎡外1筆、計328㎡で、転用目的は共同住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。議第62号1番と関連しております。

以上2件、合計1,799㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

また、12月2日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番から委員の説明をよろしくお願いいたします。

それでは1番をお願いします。

○3番（村上孝夫君） 農業委員3番、村上です。1番の案件について説明します。

申請地は築山小から300mほど行ったところにあります。転用面積は1,471㎡です。建売住宅が4棟と共有道路を計画しております。給排水計画は、共有道路として西側道路に通っている上水管に接続します。雨水、生活雑排水、汚水は、集水桝を設け西側道路に設置してある道路側溝に放流します。玉名市下水管に接続します。万が一近隣に被害が生じた場合は、借受人が対応するとのことでした。

以上、現地調査した結果、何ら問題ないと思います。

御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、2番をお願いいたします。

○8番（本田多美子君） 農業委員8番、本田です。2番の案件について説明します。

申請地は寺田の榎原、国道208号線沿い、飲食店の北東に位置します。事業面積は980.01㎡、転用面積が328㎡です。木造2階建て1棟のアパートで、普通車16台の駐車場の計画です。給排水計画は、給水は公営上水道を引き込み、雨水は集水後、市道側溝へ放流、雑排水、汚水は合併浄化槽により処理後、市道側溝へ放流します。被害防除計画として、周囲との隔離にブロック塀を構築します。また、この事業により土砂の流出や周辺農地への被害があった場合は、申請者が速やかに責任をもって対処するとのことでした。

現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくをお願いします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

5条申請につきまして委員の説明が終わりましたが、皆さんのほうから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決に移ります。

議第65号農地法第5条の規定による許可申請2件について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をよろしくをお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第65号につきましては、許可することに決定いたしました。

続きまして、議第66号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。件数は285件です。

それでは事務局より説明をお願いします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 9ページをお願いいたします。

議第66号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。令和6年12月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

10ページから11ページまでが総括表となっております。12ページから34ページまでが集計表になっており、玉名市長より意見を求められております。

34ページをお願いいたします。

今回は、所有権移転が7件の11,993㎡、利用権設定が278件の873,406.72㎡、合計の285件885,399.72㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたけれども、皆さんから御質問、御意見はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決に移ります。

議第66号農用地利用集積計画の決定285件について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をよろしくをお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第66号については、原案どおり決定いたしました。

続きまして、議第67号農用地利用集積等促進計画の意見決定についてを議題といたします。件数は345件です。

それでは事務局より説明をお願いします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 35ページをお願いいたします。

議第67号農用地利用集積等促進計画の意見決定について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画に対する意見について次のとおり決定する。令和6年12月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

36ページから72ページの集計表のとおり玉名市長より意見を求められております。

72ページをお願いいたします。

今回は配分の賃借権設定が343件1,112,854.3㎡、使用貸借権設定が2件の11,817㎡で、合計の345件1,124,671.3㎡の集積で、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたけれども、皆さんから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決に移ります。

議第 6 7 号農用地利用集積等促進計画の意見決定 3 4 5 件につきまして、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をよろしく願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第 6 7 号につきましては、原案どおり意見決定いたしました。

-----○-----

5. 報 告

○議長(下川 安君) 次に報告に移ります。報告第 2 7 号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について、報告第 2 8 号農地の形状変更届について、報告第 2 9 号許可転用届についての 2 8 件について、事務局より併せて報告いたします。

○事務局長(二階堂正一郎君) 7 3 ページをお願いいたします。

報告第 2 7 号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。令和 6 年 1 2 月 5 日提出、玉名市農業委員会会長 下川 安。

今回、7 3 ページから 7 8 ページまでの 2 6 件、合計の 7 2, 5 3 0 m²の解約通知を受理しております。

続きまして 7 9 ページをお願いいたします。

報告第 2 8 号農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。

今回、1 件 1, 8 2 6 m²の届出を受理しております。

8 0 ページをお願いいたします。

報告第 2 9 号許可不要転用届。下記のとおり許可不要転用届を受理したので報告します。令和 6 年 1 2 月 5 日提出。玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回 1 件、計 1, 0 1 5 m²のうちの 1 6 2 m²の届出を受理しております。

以上で報告を終わります。

-----○-----

6. 閉 会

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。

これで本日予定の議案の審議と報告は終わりましたので、以上をもちまして令和 6 年第 1 3 回農業委員会総会を閉会させていただきます。

-----○-----

閉 会 午後 3 時 5 5 分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和6年12月5日

玉名市農業委員会会長

下川 安

農 業 委 員

高本 昌揮

農 業 委 員

宮永 義一